

令和6年5月21日

智頭町議会議長 谷口 雅人 様

総務常任委員長 谷口 翔馬

委員会調査報告書

本委員会の調査事件について調査を実施したので、智頭町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 期 日

令和6年4月23日（火）

2. 場 所

鳥取県西伯郡南部町「南部町役場法勝寺庁舎～丸合西伯店」

3. 内 容

「たすかーど」電子マネー事業について

4. 派遣委員

全委員 5名

5. 所感等

昨年11月に智頭町商工会と意見交換を行った際、地域活性化策としてキャッシュレス事業があり、智頭町版電子カードを導入して町内経済循環率を高めることで、数億円の経済効果が見込めるという意見があったこと、更に本年3月定例会に同団体よりキャッシュレス事業導入の要望書も提出されたこともあったことから、現在、県内の自治体で地域電子カードの事業が行われている南部町を調査視察することとした。

南部町では町外への消費流失を防ぎ、町内でお金を循環させる取組として電子マネー事業を令和5年11月1日から始めている。導入総予算は約1千4百万円で、内訳は1/2はデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）、1/2は一般財源が充てられている。その他にカード送付郵送料や導入に係る商工会への補助金として約4百万円の経費がかかっている。加盟店の負担額は、月50万円の利用のある店舗の例として端末利用料など約9千円が必要となる。事業所の加入率は268町内事業者がある中、対象となる小売業33、サービス業58、飲食業12の103事業者のうち25事業者の加入であるため加入率は現在24%であり、

今後加入していただく方策に苦慮されているということであった。その背景に以前、商品券を町として出していた時は、手数料など町の方が持っていたが、電子マネー事業では、事業者負担がかかってくることもあり加入率が増えていない現状にあると伺った。本町も電子マネー事業を進めていく中で同じ問題にあたってくると感じた。

導入の効果としては、町民一人1枚配布しているため、町民に一律給付を行う事業などはシステムで一括給付が行えるので印刷・発送の必要がなくなり経費面、期間面ともにコスト削減が図れる。他にも利用者の購買データをリアルタイムで確認でき、これまで行政では掴めていなかった消費動向が分かることで、事業効果の測定にも活用できるということだった。

利用者が増えれば店舗の売り上げも上がり加盟店も増え利用者の利便性も向上するという好循環が生まれると思うが、南部町は立地的に米子市のベッドタウン的な町であることから、もともと昼間の人口が少ない、商店が少ないという状況にある中、行政主導で行われたキャッシュレスシステム導入であったため、まだまだ利用者側の理解が追い付いていないように感じた。

この視察研修を通して、使う側のメリットや行政ポイントなど様々な可能性は大いに期待できるが、事業者の理解や加入率がやはり問題点としてあげられ商工会も1年かけて調査研究を行う姿勢であり、使う側、事業者がやってよかったと思えるように慎重に進めていく必要性を感じた。